

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方
機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「総務課にあつては、総務課長が定める者」を「文書事務取扱主任が定める者を含む」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。